

NPO 法人フォレストアカデミー日本の役員報酬規程

(目的)

第1条 NPO 法人フォレストアカデミー日本定款第19条に基づき、理事ならびに監事（以下「役員」という）に支給する月額報酬はこの規程の定めるところによる。

(報酬の体系)

第2条 役員の報酬は常勤・非常勤の役員とも、役員報酬一本とし、手当等、他の給与は原則として支給しない。ただし、使用人兼務役員については、従業員分の給与とあわせて支給することがある。

(決定方法)

第3条 月額報酬は、役員会で協議した上で、報酬額を理事長が決定する。

(報酬の基準額)

第4条 月額報酬は、従業員給与の最高額を基準として、役位別に、次に定める額を基準とする。

理事長	0.5 程度
副理事長	0.5 程度
理事	0.3 程度
監事	0.3 程度

2 使用人兼務役員に支給する従業員分給与は、原則として従業員のうちの最高額の給与を限度とし、理事長がこれを定め、支給する。

(役位変更等の場合の報酬の取り扱い)

第5条 上位の役位に昇任した場合の報酬は、第4条に定める役位別基準額、前任者の報酬額、従前の役位で支給されていた報酬額等を斟酌した上で、第3条に準じた方法で決定する。

2 下位の役位に降任した場合の報酬は、第4条に定める位別基準額に基づき、第3条に準じた方法で決定する。

(就任または退任等の場合の報酬の取り扱い)

第6条 計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず、1ヶ月分を支給する。

(長期欠勤者の報酬)

第7条 病気療養等のため、やむを得ない事情で長期欠勤中の役員の報酬は、原則としてその任期中の従前の額とし、任期満了の時点で減額改定する。

(報酬の改定)

第8条 各役員の実績を評価して、第4条に定める役位別基準額の範囲内で、月額報酬の改定を行うことがある。

2 前項の評価・改定は原則として毎年1回実施する。

(計算期間並びに支給日)

第9条 役員への月額報酬の支給計算の期間ならびに支給日は就業規則に準ずることとするが、一年間分をまとめて支給することもできる。

(控除金)

第10条 役員に支給する報酬から会社は、源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに会社の立替金等を控除する。

(臨時緊急措置)

第11条 会社業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、取締役会の決議（監査役は監査役間の協議）によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

付 則

この規程は、平成24年10月12日より施行する。